



大学教育質保証・評価センターが行う 認証評価について

2022年5月30日

説明者

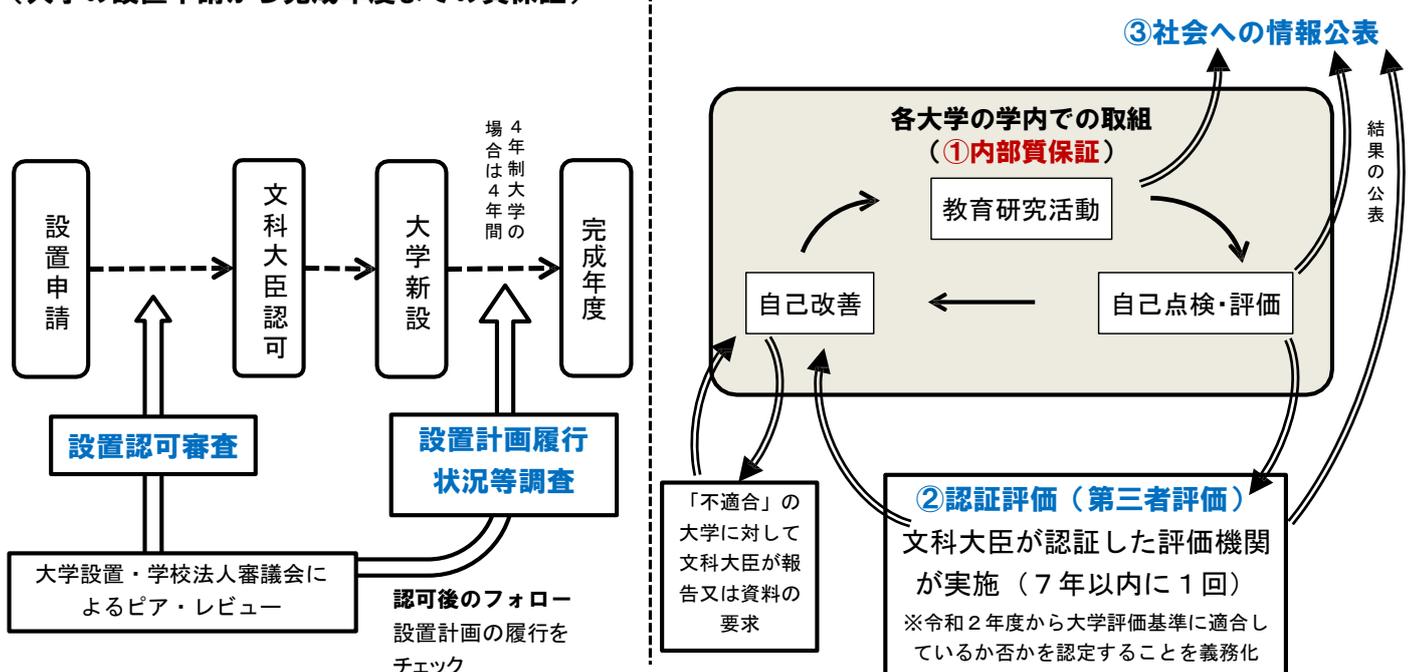
大学教育質保証・評価センター事務局

我が国の大学の質保証のイメージ図

文部科学省説明資料(2021.06.11)より

【設置認可審査等による入口における質保証】
(大学の設置申請から完成年度までの質保証)

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

制度としての認証評価

■ 制度の概要

大学は7年以内に一度、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価(認証評価)を受ける(学校教育法 第109条第2項)。

- 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

→ 「社会から示される判別」と
「自らの改善」という2つの目的がある。

■ 認証評価機関(大学機関別認証評価)

大学基準協会 2004年(平成16年)8月31日認証

大学改革支援・学位授与機構 2005年(平成17年)1月14日認証

日本高等教育評価機構 2005年(平成17年)7月12日認証

大学教育質保証・評価センター 2019年(令和1年)8月21日認証

大学・短期大学基準協会 2020年(令和2年)3月30日認証

3

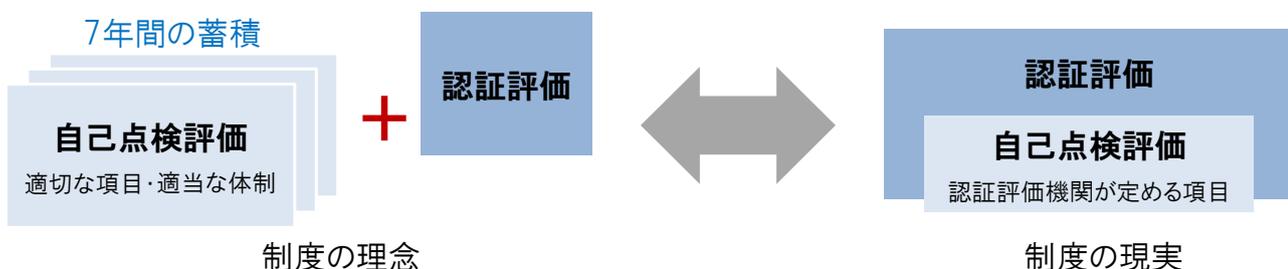
学校教育法の定め

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(教育研究等)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けるものとする。(後略)

学校教育法施行規則

第166条 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

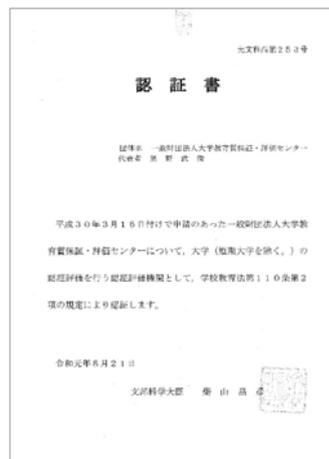


4

認証までの足取り

1年5か月の審査を経て、**2019年8月21日** 文部科学大臣の認証を得る

認証までの活動の経緯



1年5か月の審査を経て、2019年8月21日
文部科学大臣の認証を得る



シンボルマーク

本センターの認証評価の理念と特徴



…大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、**様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施**することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である。

中央教育審議会（2002）「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（答申）第3章2(2)より

社会から見て**信頼性**の高い評価

- ① **大学の情報公表の徹底**
評価受審の前提としての情報公表
- ② **評価の全体像の見える化**
簡潔な様式(ポートフォリオ)の採用
- ③ **外部の視点の尊重**
学生、自治体、地域関係者の参画

関係者にとって**妥当性**の高い評価

- ① **問題となるポイントの探索**
評価経験からのフィードバックを蓄積
- ② **異なる評価制度との連携**
評価の連携による言わば「三角測量」
- ③ **大学のマネジメントに貢献**
大学の問題意識に即して指摘

説明責任と改善の両立を図ることを目指している

3つの評価基準と点検ポートフォリオ

- 基準1 大学の法令適合性を10の「評価事項」に渡り評価
 - 基準2 教育研究の水準の向上の取組みの状況の評価
 - 基準3 特色ある教育研究の進展について評価
- 自己点検・評価の状況は「点検評価ポートフォリオ」に記述

3つの基準と点検評価ポートフォリオ

点検評価ポートフォリオ(基準1)

評価事項(法定10項目)
 イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 ロ 教員組織に関すること。
 ハ 教育課程に関すること。
 ニ 施設及び設備に関すること。
 ホ 事務組織に関すること。
 ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
 ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 ツ 財務に関すること。
 テ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

内部質保証活動の状況
 → 重点的に評価すべき事項以外は、極力簡潔に記載

関係法令のリスト
 → 大学が内部質保証活動で参照する公表情報のリンクを示す

点検評価ポートフォリオ(基準2)

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・レポート
 → 自らの大学の水準について、経年変化を見える化。

水準比較
 → 評価機関は、大学間比較データを提供し、IR活動を支援。

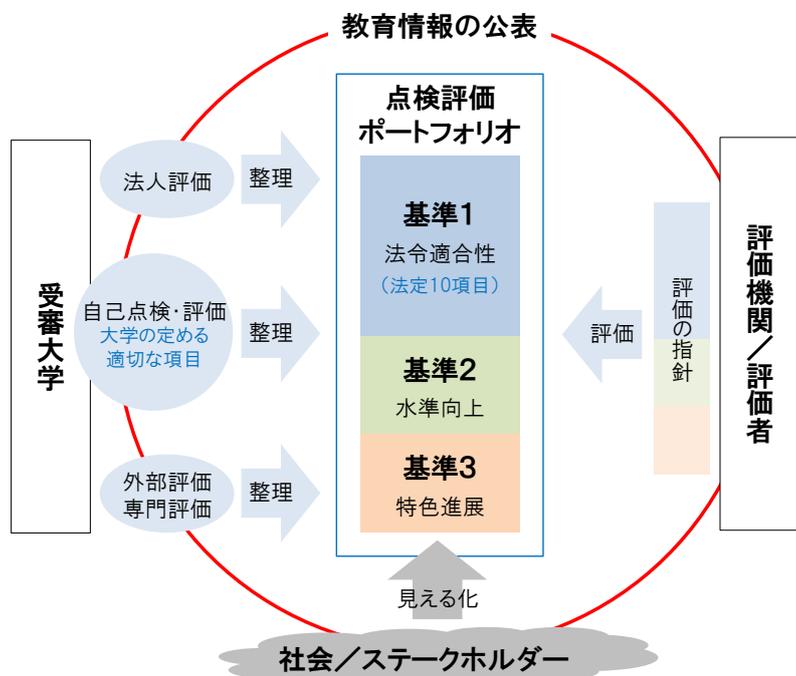
点検評価ポートフォリオ(基準3)

特色ある教育研究の進展状況の評価

特色ある教育研究活動
 内部質保証活動の成果

→ 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価
 → 内部質保証については、活動の具体的成果を示す

点検評価ポートフォリオの概念図



3つの評価基準の評価の観点等

評価基準	基準1 基盤評価: 法令適合性の保証	基準2 水準評価: 教育研究の水準の向上	基準3 特色評価: 特色ある教育研究の進展
評価の観点	法令適合性の観点	教育研究の水準の向上に資する観点	大学が行う特色ある教育研究の内容の進展に資する観点
評価の指針	細目省令において、 認証評価を行うものとして定められている事項 それぞれについて、法令適合性の観点から評価します。	大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。	大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。
各基準の評価	「基準1に関する評価の指針」の各事項に照らして、 大学が法令に適合し、大学と対応しい教育研究活動等の質を確保している と確認できた場合、基準を満たすと判断します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。 ただし、改善を要する点について改善の見通しが明らかでない事項がある場合、または重点評価項目である内部質保証(教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること)についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。	「基準2に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、 教育研究の水準の向上に努めている ことが確認できた場合、基準を満たすと判断します。	「基準3に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、 特色ある教育研究の進展に努めている ことが確認できた場合、基準を満たすと判断します。
評価結果	すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断します。		

基準2, 基準3による評価は、受審大学と評価機関が協働しながら、その内実を作っていく。

大学設置基準、細目省令が定める規定の趣旨

設置基準より低下した状態にならないようにする	水準の向上を図ることに努める	大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
------------------------	----------------	--

何を自己点検評価するのか

認証評価を行うものとして定められている事項

細目省令 第1条 第2項 第1号

- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教員組織に関すること。
 - ハ 教育課程に関すること。
 - ニ 施設及び設備に関すること。
 - ホ 事務組織に関すること。
 - ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - リ 財務に関すること。
 - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- 二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること



これらは、基準1で評価する。

一方で、基準2、基準3は、大学の課題意識に基いた自律的、積極的な自己点検を欠いたままでは、適切な評価が難しい。

9

重視される内部質保証活動

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第1条 第2項 第1号+第2号

「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。」

→ 重点的に認証評価を行う

「内部質保証」とは、大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを指す。

大学改革支援・学位授与機構(2017)「教育の内部質保証システム構築に関するガイドライン」



内部質保証をどのように評価するのか

理念・規定・組織を問う？

教育成果が上がっていることを問う？

10

使用する資料

■評価実施ハンドブック

- ① 実施大綱
- ② 大学評価基準
- ③ 点検評価ポートフォリオ作成要項
- ④ 実地調査実施要項
(様式)
- ⑤ 点検評価ポートフォリオ記入様式



■点検評価ポートフォリオ作成要項 補足資料

11

説明内容

- I 評価システムの概要
- II 点検評価ポートフォリオの作成について
- III 実地調査
- IV 2023年度を受審申請について

12

I 評価システムの概要

13

① 実施大綱

1 評価の目的（評価実施ハンドブックp.7）

- (1) 大学の教育研究の質を保証すること
- (2) 大学の教育研究の水準の向上に資すること
- (3) 大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4) 大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証」という。）の実質化を促すこと

14

① 実施大綱

2 評価の基本的な方針（ハンドブックp.7～8）

- (1) 第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証
- (2) 内部質保証の実質化の促進
- (3) 本評価以外の大学評価結果の活用

15

① 実施大綱

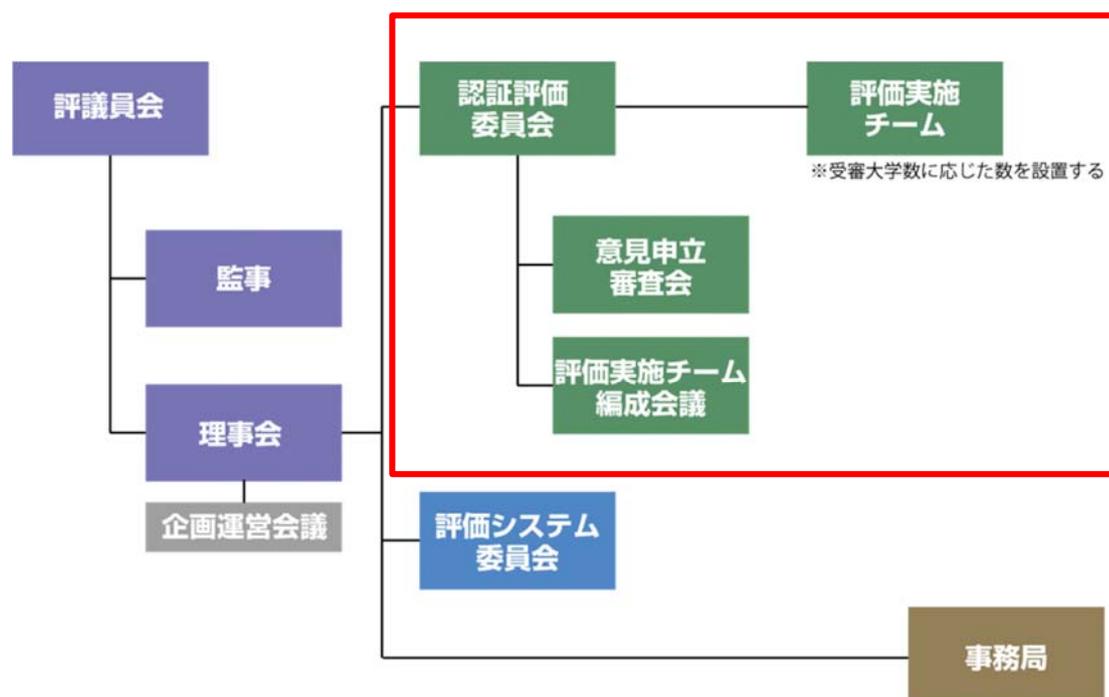
3 大学評価基準の構成（ハンドブックp.7～8）

- 基準1 基盤評価：法令適合性の保証
- 基準2 水準評価：教育研究の水準の向上
- 基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展

16

① 実施大綱

4 評価の実施体制 (ハンドブックp.8)



17

① 実施大綱

5 評価の実施方法 (ハンドブックp.9～10)

(1) 受審大学が行う自己点検・評価のプロセス

- ① 点検評価ポートフォリオの作成

(2) センターにおける評価のプロセス

- ① 書面評価

- ② 実地調査

- ③ 関係者からの意見聴取

(高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取)

- ④ 評価結果の作成

(3) 各基準の評価及び評価結果

3つの基準すべてを満たしている場合に、本センターの大学評価基準を満たしていると判断します。

(4) 受審大学からの意見申立てと評価結果の確定

18

各基準の評価及び評価結果の考え方(実施大綱より)

基準1

「**基準1に関する評価の指針**」の各事項に照らして、大学が法令に適合し、**大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している**と確認できた場合、基準を満たすと判断します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。

ただし、改善を要する点について**改善の見通しが明らかでない事項**がある場合、または重点評価項目である**内部質保証**(教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事)についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。

基準2

「**基準2に関する評価の指針**」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、**教育研究の水準の向上に努めている**ことが確認できた場合、基準を満たすと判断します。

基準3

「**基準3に関する評価の指針**」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、**特色ある教育研究の進展に努めている**ことが確認できた場合、基準を満たすと判断します。



**全ての基準を満たしている場合、
大学評価基準を満たしていると判断します。**

19

① 実施大綱

6 評価結果の公表 (ハンドブックp.10)

7 再度の評価 (ハンドブックp.10)

8 情報公開 (ハンドブックp.10)

20

① 実施大綱

9 評価の申請とスケジュール (ハンドブックp.10)

(1) 評価の申請

会員大学・・・評価を実施する前年度11月末まで

非会員大学・・・評価を受審する前々年度11月末まで

(2) 評価のスケジュール

時期	スケジュール	内容
(前年度)	認証評価説明会	本評価の特徴、方法等を説明します。
11月末まで	評価の申請	大学からの申請を受け付けます。
5月	点検評価ポートフォリオの提出	大学は5月末までに点検評価ポートフォリオをセンターに提出します。
6月～8月	センターにおける評価の実施 書面評価	大学から提出された点検評価ポートフォリオ等に基づき書面評価を行います。
10月～11月	センターにおける評価の実施 実地調査	実地調査等を行い、評価結果(案)を作成します。
1月	センターにおける評価の実施 評価結果(案)の決定	認証評価委員会において、評価結果(案)を決定します。
2月	評価結果(案)の通知 意見申立て	評価結果(案)を大学に通知します。 大学は評価結果(案)に対して意見がある場合は意見申立てを行います。
3月	評価結果の確定と公表	意見申立てに対する審議を経て、評価委員会は対応を決定し、評価結果を確定して公表します。

21

① 実施大綱

10 評価費用 (ハンドブックp.11)

大学機関別認証評価手数料に関する規程より

《別表1: 評価手数料(消費税別)》

	会員	非会員
大学基本額	1,600,000円	3,500,000円
1学部あたり	350,000円	600,000円
1研究科あたり	200,000円	400,000円

《別表2: 再度の評価に係る評価手数料(消費税別)》

	会員	非会員
大学基本額	800,000円	1,250,000円

11 評価システムの改善 (ハンドブックp.12)

22

② 大学評価基準 (ハンドブックp.17)

基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学は、法令を遵守した上で、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。(学校教育法第109条第1項)

基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、別に定める評価の指針に照らし、法令適合性を保証する観点から評価する。この評価は、認証評価を行うものとして定められた事項について行うものとする。

(細目省令第1条第2項第1号)

基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない。

基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、別に定める評価の指針に照らし、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。

(大学設置基準第1条第3項、大学院設置基準第1条第3項)

基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学は、法令を遵守し教育研究の水準の向上に努めるとともに、特色ある教育研究を展開していくことが求められる。(中教審答申:我が国の高等教育の将来像)

基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、別に定める評価の指針に照らし、その進展に資する観点から評価する。

23

② 大学評価基準

基準1に関する評価の指針 (ハンドブックp.19~24)

基準1では、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項(以下「評価事項」という。)それぞれについて、法令適合性の観点から評価する。

本指針では、それぞれの評価事項の評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示す。関係法令等のうち下線を付したものは本評価において特に重要と考えられる法令となる。

評価事項・・・細目省令で定められている事項

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 事務組織に関すること。
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ 財務に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

24

② 大学評価基準

基準2に関する評価の指針（ハンドブックp.25）

基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

（評価方法）

- ・ 情報の収集、分析が体系的、継続的に行われているか。
- ・ 取組みが組織的に行なわれているか。
- ・ 取組みが教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているか。

25

② 大学評価基準

基準3に関する評価の指針（ハンドブックp.26）

基準3では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

（評価方法）

- ・ それぞれの取組みが組織的に行われているか
- ・ 取組みが特色ある教育研究の進展に資するために効果的に機能しているか

26

Ⅱ 点検評価ポートフォリオの作成について

27

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

点検評価ポートフォリオの構成（ハンドブックp.33）

- ① 大学の概要・目的
←大学の基礎情報、組織図、内部質保証体制等
- ② 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料
←各項目を見開き2ページで
- ③ 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料
←3～5つの取組み 学習成果の分析を1つ以上
- ④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料
←3～5つの取組み
- ⑤ 認証評価共通基礎データ(エクセルデータ)

28

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

① 大学の概要・目的

(1)大学名

(2)所在地(複数の校地・校舎を有する場合は、各キャンパス等名とその所在地)

(3)学部等の構成(別科・専攻科等、その他の組織を含む)

(4)学生数及び教職員数(評価実施年度の5月1日現在の現員、教員の定義は学校基本調査に合わせる)

(5)理念と特徴

(6)大学組織図(大学の組織体制を示す図を貼付)

(7)内部質保証体制図(大学の内部質保証体制を示す図を貼付)

「大学の目的」には、学則等に定められた大学の目的を記述します。

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

② 「基準1 法令適合性の保証」(ハンドブックp.39)

左ページの「(1)自己点検・評価の実施状況」には、原則として1ページで、当該評価事項の法令への適合性に関する自己点検・評価の実施状況を整理します。その際、評価事項ごとに右ページに掲載された関係法令等への適合状況を、必ず説明します。

評価事項(法定10項目)

イ 教育研究上の基本となる組織に関する事。

ロ 教員組織に関する事。

ハ 教育課程に関する事。

ニ 施設及び設備に関する事。

ホ 事務組織に関する事。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事。

リ 財務に関する事。

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事

内部質保証活動の
状況



関係法令のリスト

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

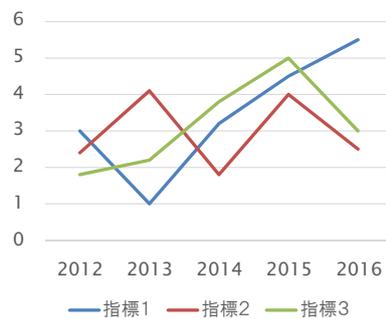
基準2に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準2に関する評価の指針」に即して、「情報を体系的に、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

点検評価ポートフォリオ(基準2)

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・レポート

→ 自らの大学の水準について、経年変化を見える化。



水準比較

→ 評価機関は、大学間比較データを提供し、IR活動を支援。

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」(ハンドブックp.42)

補足資料 p.3

記載イメージ

- ・「自己分析活動の状況」欄には、取り上げた取組みと大学の理念・方針などとの整合性や、問題意識、組織的な体制、考え方などを記載してください。5つ以内であげていただいた各取組みの概要を列挙する欄ではないことにご留意願います。
- ・各取組みの欄には、分析を行った背景にある問題意識、分析の結果から明らかになった改善点、改善への取組み状況などについて、客観的なデータ等を付して示すことが重要です。
- ・課題を自ら明らかにして改善に取り組んでいる場合は、取組みの成果が不十分と考えられる場合でも、積極的に記載いただくことを推奨します

1) 自己分析活動の状況

<p>本学では、教育研究の質向上のための分析活動について、それぞれの学部・学科・研究科や委員会・センターなどの部局において実施している。その分析結果について、学長が委員長を務める自己点検・評価委員会において自己点検・評価等を行う際に活用する他、同じく学長が委員長を務める中期計画推進本部において、大学が掲げる中期計画の着実な推進に向けて活用し、全学的な分析活動に取り組んでいる。なお、まつの委員会において協議された結果等については、大学の教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会において報告し、全学的に情報共有を図っている。</p> <p>自己点検・評価委員会は下部組織として作業部会を有しており、作業部会において、認証評価で指摘された事項に係る改善状況の分析・進捗管理を行っている。</p> <p>中期計画推進本部については、年約3回開催して実施進捗の作成や進捗管理、改年度計画の策定に向けて、情報収集・分析活動を行っている。令和元年度から、中期計画の着実な達成に向けて、月1回の定例会を開催することが決まり、課題の洗い出しや改善に向けた、より具体的な分析活動を行っているところである。</p> <p>全学的な分析活動結果に基づき、適宜各取組等に指示がなされ、早期における分析活動に関する取組みなど、教育研究の質向上に向けた取組を進めている。</p> <p>ここでは、本学が取り組む分析活動を示すため、5つの事例を取り上げている。</p> <p>1つ目の事例である「FD研修における教育能力の開発」は、教育開発センターを中心に取り組まれているFD研修会に係る分析活動である。平成29年度より、全学的FD研修会の際に、事例に目標を定め、終了後のアンケートにより研修会の達成度を測っている。アンケート結果の分析により、教職員の理解度が確認でき、また次の研修を企画する際にも教職員のニーズや本学の教育改革に即した効果的なテーマ選択が可能となっている。</p>	<p>2つ目の事例である「地域に学ぶ実践教育」は、本学が設置された長崎県の地理的・歴史的・文化的特性を踏まえた、地域をフィールドとした学生の学びに係る分析活動である。地域で活躍する人材を育成するために、教育効果を高めるための分析活動を行っている。</p> <p>3つ目の事例である「資格試験・国家試験における学習支援」は、平成28年度に学部学科再編の際に新設した4学部7学科に設定した卒業要件の取得と、看護系実習の学習支援に関する分析活動である。いずれも各学科において、学生との面談による情報収集や模擬試験の結果分析、学科教員による検定等により、適切な学習支援を行っている。</p> <p>4つ目の事例である「外部資金獲得に係る取組み」は、本学の研究水準の向上及びシナジー効果の強化を図るために、高研・産官研究などの研究促進や外部資金の獲得を目的とした分析活動である。分析により、強化すべき点を洗い出し、対策を講じている。</p> <p>5つ目の事例である「入学志願者の増加」は、18歳人口の減少を踏まえ、今後安定した志願者の確保が課題となる中、毎年度入試委員会において分析活動を行い、学内等に共有しているものである。分析結果を踏まえ、志願者の増加を図るための取組みを進めている。</p> <p>いずれの取組みにおいても、中期計画に計画を掲げて定期的な進捗管理を行い、全学的なマネジメントを行っている。特に事例の2及び3については、特に重要な課題と位置づけ、中期計画推進本部において、課題の洗い出しや改善に向けた取組を進めている。</p>
--	---

2) 自己分析活動の取組み(目次) ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	FD研修における教育能力の開発	37
2	地域に学ぶ実践教育	38
3	資格試験・国家試験における学習支援	39
4	外部資金獲得に係る取組み	40
5	入学志願者の増加	41

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」(ハンドブックp.45)

基準3に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準3に関する評価の指針」に即して、「特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

点検評価ポートフォリオ(基準3)

特色ある教育研究の進展状況の評価

→ 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」(ハンドブックp.45)

補足資料 p.4

記載イメージ

・「特色ある教育研究の状況」欄には、大学の理念等に示された特色をどのように進展させていくと考えているのか、そのための具体的な取組みとして、各取組みをとりあげた理由、背景などを説明していただきます。

・示された取組みの中から一つ以上を選んでテーマを設定し、実地調査の「評価審査会」において、大学構成員のほか取組みに関係するステークホルダー等に参加を求める、いわゆる「参加型評価」を行います。

1) 特色ある教育研究の状況

本学は、正課内だけでなく課外活動における学生の学習活動の促進に積極的に取り組んできた。また、学内から学外へとその活動を広げてきた。さらに、異なる専門性をもつ研究者が多いことから、地域課題解決に向けた学際的な研究活動を促進する取組みも実施してきた。

◎高大接続について
学力調査の結果から基礎学力に課題を抱える学生を対象としたリメディアル教育と個別学習支援の必要性が明らかになった(基準書1参照)。そのため、沖縄北部地域にある高等学校と連携した高大接続協議会を開催し、入学前学習プログラムの改善に取り組んだ。北部地域では推薦入試を利用する入学者が多く、一般入試の時期に入学前特別講座を開催することで、入学予定者が早期に学習目標を明確にするにも、入学後のリメディアル教育の履修と学習センター利用につなげる目的がある。

◎3学習センターについて
学生の主体的な学習を促進するため、言語学習センター、数理学習センター、ライティングセンターの3学習センターを学生会館 SAKURAZUMI 階フロアに集約することで、全学の学生に対して、主体的に学習支援センターの学習行動を継続することができる環境を提供するとともに、3センターに共通する学向上の仕組み(例、チュータートレーニング、予約管理システム、活動報告会)を効率的に運用できるよう工夫している。

◎プロジェクト学習について
プロジェクト学習は、学生が地域課題に即して知識を獲得・活用する経験を通して、地域をマネジメントできる人材を目的とした授業科目である。3年間の授業計画を立てることで、担当教員と地域が継続して連携できる工夫をしている。また、学生の活動費用も学長基金経費からの支出が可能となることで、学生は卒業後のための野営型とブレインワークショップが実施されることとなった。

◎課外活動及び地域貢献活動支援について
本学の地域貢献活動は高く評価されてきたが、その活動を大学全体として組織的に支援するため、2015年度から学長基金経費を利用して「特色ある課外活動及び地域貢献プロジェクト推進」を開始した。学長自らが議長を務める企画戦略会議において学生プロジェクトセッションを審査するなど、強力な学生の地域貢献活動の発展の力を注いでおり、進める中で計30件を採択している。

◎学際的な研究プロジェクトについて
本学に所属する研究者が、個人研究に取り組むだけでなく、地域課題の解決に向けて多様な研究者が協力して取り組む学際的な研究を促進するため、研究所の組織改編と研究促進のための助成金を発成することにより、地域の課題を解決する研究プロジェクトの推進を図っている。

2) 特色ある教育研究の取組み(目次)

No.	タイトル	ページ数
1	意欲ある多様な学生を受け入れるための高大接続の取組み	42
2	学生の主体的な学びを推進する学習支援センターの取組み	43
3	地域の資源を活用したプロジェクト学習(ウェルネスプログラム、健康支援、空き家活用、道の駅連携)の推進	44
4	特色ある課外活動及び地域貢献活動支援	45
5	学際的な研究プロジェクトの推進	46

Ⅲ 実地調査

41

④ 実地調査実施要項

Ⅱ 実地調査の準備等（ハンドブックp.56）

- 1 日程の決定
- 2 実地調査スケジュールの決定に伴う準備



- 3 「実地調査時の確認事項」への対応

42

④ 実地調査実施要項

Ⅲ 実地調査当日の対応等(ハンドブックp.58)

- 1 受審大学の責任者との面談
- 2 教員、職員等との面談
- 3 学生及び卒業(修了)生との面談
- 4 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
- 5 評価審査会
- 6 評価実施チーム会議

43

④ 実地調査実施要項

5 評価審査会(ハンドブックp.58)

(進行イメージ) ※全体で120分程度

- 趣旨説明等
- 大学側から取組みの内容について説明(20分程度)
- 評価委員から大学への質問
- 学生・ステークホルダーからの意見聴取
(取組みに参加した学生、取組みにかかわる自治体職員、地域の関係者など)
- 取組みの進展に向けてディスカッション
- 主査によるまとめ

(参加者)

- ・ 在学生、卒業生、修了生
- ・ 設置団体の関係者(市役所・県庁職員)
- ・ 取組みにかかわる市町村や企業の関係者
- ・ 高等学校の教員
- ・ 連携している地域団体関係者
- ・ リカレント講座受講者

44

④ 実地調査実施要項

IV 実地調査スケジュールモデル(ハンドブックp.60)

実地調査のスケジュールは以下を基本とし、評価実施チームの判断により決定します。

時間	プログラム	内容等
1 日目	教育現場の視察及び学習環境の状況調査(必要に応じて実施)	
	教員、職員との面談(必要に応じて実施)	・書面評価に基づくヒアリング
	評価実施チーム会議	
2 日目	大学関係者(責任者)との面談	・書面評価に基づくヒアリング ・内部質保証に関する取組み状況について
	評価審査会	・特色ある教育研究の取組みについて (教職員、学生、ステークホルダー等が参加)
	評価実施チーム会議	
	大学関係者(責任者)との面談	・実地調査の結果説明

※コロナ禍につき、実施方法は、オンライン会議システムの活用を含めて検討します。

IV 2023年度を受審申請について

受審申請の手続き

9月初めごろに本センターのWebサイト(<http://jaque.or.jp/>)にて2023年度の受審申請についてのページを公表します。

申請手続等 …… **2022年11月30日必着(会員の場合)**

【提出書類】(参考:2022年度受審の場合)

- (1) 「2022年度 大学機関別認証評価申請書」(様式1)
- (2) 「大学基礎情報票(申請用)」(様式2)
- (3) 大学の概要が分かる資料(大学概要・大学案内等 各1部)
- (4) 「大学基礎情報票(申請用)」

センターは、提出された申請書等の内容を確認した後、受審大学に対し申請受理通知書を送付します。

※非会員として受審する場合は、前々年度の11月30日までに申請が必要です

47

会員制度について(参考)

本センターのWebサイト「会員制度」ページ

(<http://jaque.or.jp/nyukai>)をご覧ください。

会員大学数…61大学(2022/05/23現在)

○入会手続き

- 【提出書類】
- (1) 入会申込書
 - (2) 大学基礎情報票

○会費

会費は年度ごとに毎年5月末日までに納入いただきます。

学生定員	会費の額
1,000人未満	12万円
1,000人以上2,000人未満	24万円
2,000人以上	36万円

48